

平成21年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

教育成果を上げるための方策

- ・学部としての教育目標を更新するためのワーキンググループを立ち上げる。
- ・各学科が育成すべき人材像を明確化するためのワーキンググループを立ち上げる。

卒業後の進路などに関する方策

- ・キャリア支援事業計画に基づく就職関連講座やガイダンス、説明会等を実施する。
- ・簿記検定準備講座を行う。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・学生による授業評価及び卒業生アンケートを実施する。

【大学院課程】

教育成果を上げるための方策

- ・前期課程・後期課程の教育体制を充実させる取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・社会人のリカレント教育に対する支援を充実させる取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・次年度以降具体的検討を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

教育プログラムの検証・再編

【学士課程】

教育理念等に応じた教育課程を編成するための方策

- ・教育課程を再編成するためのワーキンググループを立ち上げる。
- ・入学前指導、リメディアル教育を実施する。

適切な成績評価等の実施に関する方策

- ・各学科におけるディプロマ・ポリシーを策定するためのワーキンググループを立ち上げる。

【大学院課程】

- ・区分制博士課程変更後のカリキュラムの改善を図る取組みの検討をワーキンググループで開始する。
- ・ディプロマ・ポリシーの明確化に向けた取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

教育方法の改善

【学士課程】

- ・初年度教育を充実させるためのワーキンググループを立ち上げる。
- ・FD活動を2回実施する。

【大学院課程】

- ・「大学院教育改革支援プログラム」を活用した遠隔授業の試行を開始する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【大学院課程】

- ・FD活動を2回実施する。
- ・学生による授業評価の項目を見直す。

教育環境の整備

【学士課程】

- ・部局長会議や教職員学習会を実施する。
- ・教室の不足等による受講定員のある講義科目の改善を図る。
- ・実習室の機器を更新する。
- ・学内の情報システムを更新、整備するためのワーキンググループを立ち上げる。
- ・CALLシステムを整備運用する。
- ・留学先の見直し・拡充のための検討作業に着手する。

【大学院課程】

- ・「大学院教育改革支援プログラム」を活用し、社会人に配慮した遠隔授業の試行を開始する。

学習環境の整備

【学士課程】

- ・新入生への図書館ガイダンスを行う。
- ・レファレンスの専門職（嘱託）を置く。

【大学院課程】

- ・大学院生へPCの貸与を行う。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・アドミッション・ポリシーを策定するためのワーキンググループを立ち上げる。
- ・入学特待生制度を中止するとともに、入試制度の変更に向けた取組みに着手する。
- ・AO入試や推薦入試での合格者に対する入学前指導を充実させる。
- ・オープンキャンパスを2回開催する。
- ・高大連携特別講座を3回開催する。

【大学院課程】

- ・アドミッション・ポリシーの策定に向けた取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生生活支援

【学士課程】

- ・各種奨学金制度についての情報提供方法を工夫する。
- ・課外活動、食堂や売店などに関する学生のニーズ調査を行う。
- ・後援会加入促進のPR強化を図る。
- ・学生の地域連携活動の支援を行う。
- ・留学手続の申請代行資格を取得する。

【大学院課程】

- ・現行制度のリスク回避と学生の利便性確保の両立のため、金融機関との協議に着手する。

キャリア支援

【学士課程】

- ・キャリア支援対策の強化と就職難を見越したキャリア戦略の構築に着手する。
- ・就職専門員に加え、教員による企業訪問を実施する。

【大学院課程】

- ・就職先のニーズを把握するとともにキャリアセンター利用促進のPRを行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

【研究の方向】

- ・次年度以降具体的検討を行う。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

【評価システム】

- ・次年度以降具体的検討を行う。

【研究情報の公開】

- ・公開講座を2回程度実施し、研究成果を社会還元する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【研究環境】

- ・職員倫理綱領を策定し、研究倫理及び研究費使用に関わる基準を整備する。

【研修制度】

- ・次年度以降具体的検討を行う。

【研究費】

- ・基盤研究費制度及び実績主義・プロジェクト方式による研究費制度の導入に向けた検討をワーキンググループ等で開始する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための措置

地域連携実施体制の整備

- ・地域貢献を重要な使命とする公立大学ならではの体制を構築するため、既設の地域研究センターを統括する地域連携センターの設置を検討する。
- ・地域連携センターによる総合的な地域貢献体制を構築し、地域社会への教育機能の強化を図るための検討をする。
- ・教職員が地域に貢献しやすくするため、兼業・兼職制度の検討を開始する。

研究成果の地域への還元

- ・公開講座を4回実施する。
- ・講演会を1回実施する。
- ・研究会を2回実施する。
- ・国際芸術センターにおいて、市民レクチュア等の教育プログラムを8回実施する。

教育面での貢献による地域連携の強化

- ・簿記会計教育を手始めにエクステンション教育の試行を実施する。
- ・教職課程を設置し、教職を通じて地域に貢献する人材の育成に着手する。

地域の大学間連携

- ・青森県立保健大学との単位互換の取組みに着手する。
- ・「大学コンソーシアム青森」を通じた各種連携事業の取組みに着手する。

地域の高等学校との連携

- ・ 高校訪問を概ね10校程度行い、入学者選抜に関する情報提供等を行う。
- ・ 高大連携特別講座を3回実施する。
- ・ 高校生を対象とした本学教員による出前講義を3回実施する。
- ・ オープンキャンパスを2回実施し、高校生及び高校への情報提供を図る。

地域の企業、NPO等との連携

- ・ 地域の企業、NPO等との協力関係を構築する。
- ・ 青森銀行との連携を進める。

青森市との連携

- ・ 青森市の各種委員会、審議会等に参加し青森市の政策実施に協力するとともに、公立大学の研究テーマを発掘する。

県内の市町村との連携

- ・ 七戸町及び佐井村と締結している連携協定に基づき、七戸町については地域活性化に関する連携事業を、佐井村については情報通信基盤整備に関する事業を行う。

青森県との連携

- ・ 人材育成に関する連携協定に向けて検討し、一部試行する。

施設の開放

- ・ 地域住民への施設の開放に向けた検討に着手する。

(2) 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ 法人化を契機としたホームページ掲載情報の一部リニューアルを実施する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ 国際交流事業の再構築に向け、各種事業の抜本的見直しに着手する。
- ・ 新規留学先の事前調査を開始する。

(4) 人材供給に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域企業等との連携を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 全学的な組織体制の構築
- (2) 学外の意見を反映させるための仕組みの構築
- (3) 内部監査機能の充実

- ・次年度以降具体的検討を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・学部の教育課程の新たな編成のために、3つのポリシーを策定するワーキンググループを設置するとともに、具体的な授業科目編成に着手するプロジェクト・チームを立ち上げる。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 多様で柔軟な人事制度の構築

- ・人事の公平性を担保するとともに、柔軟かつ迅速な人事を行うため、理事会の下に人事委員会を設置する。

(2) 人事評価システムの整備

- ・次年度以降具体的検討を行う。

(3) 人的資源の定員管理

- ・市からの事務職員の派遣について、市と協議の上、その減員計画を策定する。
- ・一般公募による事務職員の採用試験を実施する（平成22年度採用）。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・給与計算事務の外部委託を実施する。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・広報活動の改革に向けて、その現状について把握を行い、改革に向けた課題解明に着手する。

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・受験生確保のための高校訪問を概ね45回程度実施する。
- ・オープンキャンパスを2回実施し、受験生の確保に努める。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・次年度以降具体的検討を行う。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・大学の施設、設備の貸出し及びこれに係る使用料の徴収に関する具体的方策の検討に着手する。
- ・奨学寄附金を受け入れるための規程を制定する。
- ・外部資金獲得のための受け皿づくりに着手する。
- ・外部資金獲得に向けた教職員への動機づけ方法に着手する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・施設の維持管理に係る各種委託業務について、大学本体と国際芸術センターとの間での契約の一本化に向けた検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・次年度以降具体的検討を行う。

4 法人の財務を一元的に管理するための措置

- ・法人の財務を一元的に管理し、機動的な財務管理を行うため、理事会の下に財務委員会を設置する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・平成23年度からの教員個々の目標設定による自己評価制度の実施に向け、自己評価の基準づくりを行う。
- ・平成23年度の外部認証評価に向けた自己点検評価作業を行うため、外部認証評価準備委員会を設置し、取組みに着手する。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・次年度以降具体的検討を行う。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・次年度以降具体的検討を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・学内の既存施設・設備の修繕・補修に関する必要箇所を調査し、改修計画を策定する。
- ・施設の有効活用を図るために、貸出基準等の検討に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・防災訓練を最低1回実施し、危機管理体制を確認する。
- ・学生及び職員の健康管理のため、健康診断を実施する。
- ・迷惑メール対策を実施する。

3 人権啓発に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントに関する現状を把握し、その防止体制と相談体制の問題点の検討に着手する。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・教職員倫理綱領を策定し、法令遵守に係る職員の意識を高揚させる。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5 6 0
授業料等収入	8 2 3
受託研究等収入及び寄附金	5
施設整備費補助金	0
補助金	2 7
その他収入	2 6
計	1 , 4 4 1
支出	
教育研究費	6 6 6
（うち人件費）	（ 5 1 8 ）
一般管理費	7 4 8
（うち人件費）	（ 2 6 3 ）
施設整備費	0
補助金	2 7
計	1 , 4 4 1

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,522
經常費用	1,442
業務費	948
教育研究経費	162
受託研究等経費	5
人件費	781
一般管理費	434
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	57
臨時損失	80
収入の部	1,522
經常収益	1,442
運営費交付金収益	560
授業料等収益	815
受託研究等収益(寄附金を含む)	5
財務収益	0
雑益	26
資産見返負債戻入	9
資産見返運営費交付金等戻入	} 9
資産見返物品受贈額戻入	
補助金収益	27
臨時収益	80
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,441
業務活動による支出	1,363
投資活動による支出	27
財務活動による支出	51
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,441
業務活動による収入	1,441
運営費交付金収入	560
授業料等収入	823
受託研究等収入	5
その他収入	53
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期(中期目標期間からの)繰越金	0

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

- ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実を図るために充てる。

その他市の規則で定める業務運営に関する事項(青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係)

1 施設及び設備に関する計画

- ・業務の実施状況に応じた施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した改修等について、必要に応じ法人の設立団体と協議し行うことがある。

2 人事に関する計画

- ・教育研究水準の維持・向上を図るため、大学設置基準に定める教員数を確保しつつ、教育研究組織の適正な規模の維持に努める。
- ・法人のプロパー職員を継続的に採用するとともに、法人の設立団体である青森市からの派遣職員を削減し、事務局組織の専門性向上を図る。

3 積立金の処分に関する計画

- ・なし